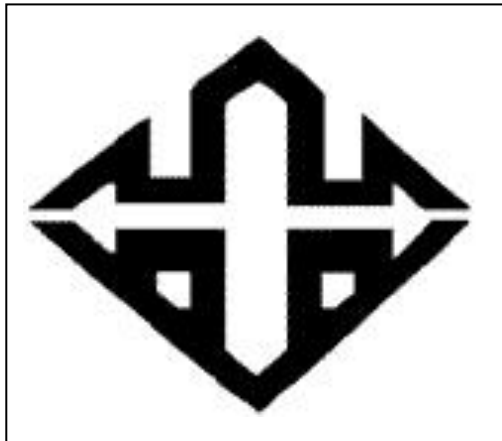


周南市立三丘小学校

いじめ防止基本方針



平成 2 9 年 4 月 1 日

(改訂 令和 5 年 5 月 1 日)

目次

はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義・認知	3
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
（1） いじめの未然防止	4
（2） いじめの早期発見	4
（3） いじめへの対処	4
（4） 家庭や地域との連携	5
（5） 関係機関との連携	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
（1） いじめ防止基本方針の策定	5
（2） 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	5
（3） 学校におけるいじめの防止等に関する取組	6
（4） いじめの解消について	10
（5） いじめの防止等に関する取組の年間計画	10
2 重大事態への対処	12
（1） 重大事態の発生	12
（2） 学校が調査の主体となる調査	12
（3） 市教育委員会が調査の主体となる調査及び措置	14
（4） 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関・その他関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条の規定に基づき、学校がいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを根絶することを目的に行わなければならない。
- いじめの根絶に当たっては、全ての児童がいじめを行わない（「しない」）よう指導を徹底し、いじめを認識しながら放置することがない（「させない」）よう適切に対応する。また、いじめが、児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できる（「許さない」）ようにするため、一層の心の教育の充実を図り、いじめ防止等の対策を行うものとする。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先とし、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- 学校は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」を合い言葉にした『いじめ根絶三原則』をいじめ根絶の基本理念として、いじめの防止等のための対策を講じる。

2 いじめの定義・認知

いじめ防止対策推進法（平成25年法第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童の立場に立つて行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、教育相談などを通じて状況把握に努める。
- いじめの事実を把握するためには、被害児童の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 外見的にはけんかやふざけ合いのように見られる場合、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応をする。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為をした児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるなど、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報するなど連携した対応をとる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るという認識のもと、全ての児童を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むなど、いじめを生まない土壌づくりに努めるために、家庭・地域・関係機関等と一体となった継続的な取組を行う。
- 教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- 未然防止については、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわり、積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 加害児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- いじめの事実確認や指導に当たっては、組織的に対応を行う。
- いじめの事実を確認した場合、家庭や市教育委員会に連絡・相談し、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- 教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、組織的な対応を可能とする体制整備を行っておく。

（４） 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すための連携体制を構築する。
- 学校運営協議会やＰＴＡ・地域の関係団体等との連絡会議等を活用し、いじめ問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進する体制を構築する。

（５） 関係機関との連携

- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（市・県教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）と適切に連携を図る。
- 適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者と密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子ども人権 110 番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子ども SOS ダイアル」など、学校以外の相談窓口について児童へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。

第２ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

（１） いじめ防止基本方針の策定

国・県及び市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

（２） 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、常設の組織（以下「対策組織」という）を置く。

- 対策組織は、いじめ問題への組織的対応において中核的な役割を保持する。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には、緊急会議を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係のある児童から事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携など組織的に対応する。

- 教職員は、児童からの訴えや些細な兆候や懸念を感じとった場合には、一人で抱え込まずに、全て対策組織に報告・相談する。
- 対策組織に集められた情報は、児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 対策組織は、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。
- 対策組織には、必要に応じて心理や福祉の専門家等を参加させる。
- 重大事態の調査のための組織は、事案によっては対策組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、市教委が派遣する適切な専門家を加え対応する。
- 対策組織は以下のメンバーで構成する。

常任構成員	役 割
校長	全体の統括
教頭	渉外、関係機関への協力要請、関係者への対応
教務主任	年間指導計画の作成（調整）・検証
生徒指導主任	学校基本方針の周知、いじめ事案への対応
教育相談担当	いじめの相談窓口、情報収集と記録
学級担任	該当児童への指導、該当保護者への対応、情報収集
養護教諭	いじめ事案への対応、相談窓口
事務職員	電話応対、来校者応対

臨時構成員	役 割
S C	いじめの相談窓口、指導・支援体制へのアドバイス
S S W	いじめ事案に関わる家庭との連携、指導・支援体制へのアドバイス

（３） 学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題であるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
- 教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳性を養い、自分と他者との違いを理解するとともに、互いのよさを認め合う態度を育成するなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるよう、授業づくりや集団づくりに努める。
- インターネット上にいじめは、外部からは見えにくく、匿名性が高

いなどの性質を有するため、児童が行動に移しやすいだけでなく、一度インターネット上で拡散してしまった情報を消去することは極めて困難でなること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。

- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に留意する。
- 次に掲げる児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童、外国人の児童、又は、外国人の保護者をもつ児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向に係る児童

具体的な取組

- ・ 道徳教育や心の教育の充実及び「いじめ根絶三原則」の徹底
- ・ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり
 - 「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」
 - 「共感的な人間関係を育成する」
- ・ 児童の夢や希望を育むキャリア教育の推進
- ・ A F P Y等を活用した人間関係づくりの推進
- ・ 幼保こ小中高連携教育の推進による系統性・持続性のある生徒指導の実践
- ・ いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修
- ・ 地域と連携し、児童が主体的に参加し活躍できる体験活動の推進

② いじめの早期発見

- いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らしいじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階からの的確にかかわるようにする。
- 「いじり」と言われる行為については、見えない所で被害が発生している可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努めながら、定期的なアンケート調査や教育相談を活用して、いじめの実態を把握する。
- 学級担任だけでなく、教科担任、養護教諭、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童の状況をきめ細かく把握することに努める。

具体的な取組

- ・ いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応の充実に向けた「生活アンケート」の毎週水曜日実施と活用についての工夫
- ・ 全ての児童を対象とした定期教育相談の実施（学期に1回）
- ・ 家庭・地域との情報交換・情報共有の工夫
- ・ 日常の児童の観察や日記等から教育相談につなげる体制づくり
- ・ 児童や保護者がいじめを訴えやすい環境整備
- ・ 全教職員で情報共有し、組織的対応を検討する児童理解の会の開催

③ いじめへの対処

- いじめを発見したり通報を受けたり場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- いじめの事実を確認したら、家庭や市教委に連絡・相談し、事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- 対策組織において、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、対応方針を決定し、全教職員が被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めたり、誰かに知らせたりする正義や勇気をもつよう指導する。

具体的な取組

- ・ いじめの発見や相談の受理により、即刻対策組織への報告の徹底
- ・ いじめの対処に関する対策組織での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担の徹底
- ・ 被害児童からの事実関係の聴き取り
- ・ 被害児童の保護及び心理的ケア
- ・ 周囲の児童からの事実関係の確認
- ・ 加害児童への事実関係の確認及び指導
- ・ いじめが起きた集団への指導
- ・ 関係保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼
- ・ 加害児童から被害児童への謝罪と再発防止の確認
- ・ 再発防止に向けての学校全体での指導と取組の徹底
- ・ 関係児童への継続的な支援・指導及び関係児童の家庭への継続的なフォローの実施
- ・ 必要に応じて、関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携
- ・ 事案の対処及び再発防止に向けた学校運営協議会との連携

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、市教委又は対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめに係る行為が止んでいるか判断を行う。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

(5) いじめの防止等に関する取組の年間計画

- いじめの未然防止及び早期発見のための取組や取組についての検証を年間通じて計画的に実施する。
- 対策組織が年間計画を立て、その進捗状況や結果についても検証するなど、PDCAサイクルで取組を推進する。
- 取組の進捗状況や結果を評価するために、児童への意識調査や取組評価アンケート等を実施し、対策組織で分析された評価結果を全教職員で共有し、取組の改善や一層の充実に生かす。

○ 年間計画

実施時期	実施される取組	対象
4 月	・生活アンケート（年間通じて毎週水曜日実施） ・学校の基本方針についての周知徹底を図る研修 ・学校の基本方針についての説明と指導 ・児童理解の会、対策会議（月 1 回） ・なかよし班顔合わせと全校遠足 ・地域の方となす作り ・PTA総会での学校の基本方針の周知 ・学校運営協議会での学校の基本方針の周知	全校 教職員 全校 教職員 全校 3・4 年 保護者 地域
5 月	・いじめの防止等に関する校内研修会 ・三和会の方と人形浄瑠璃練習（通年） ・ケアハウス訪問（年 3 回） ・下郷法人の方といも作り ・一人一鉢	教職員 5・6 年 3・4 年 1、2 年 全校
6 月	・定期教育相談 ・下郷法人の方と全校田植え ・SC 面談（年 3 回） ・情報モラル教室 ・保護者参加型道徳授業参観	全校 全校、保護者 全校 5・6 年、 保護者 1、2 年 保護者
7 月	・取組の評価アンケート ・人権に関するスローガン募集	全校 全校
8 月	・人権教育に関する校内研修会 ・周南市学校・園人権教育研修会 ・学校運営協議会での取組の進捗状況報告	教職員 教職員 地域
9 月	・宿泊学習での A F P Y を活用した人間関係づくり ・人権教育に関する授業参観と講演会 ・保護者参加型道徳授業参観	5 年 全校、保護者 地域 3、4 年 保護者
10 月	・下郷法人の方と全校稲刈り	全校、保護者
11 月	・定期教育相談 ・幼保小こ連携学習（みつおあきまつり）	全校 1、2 年

1 2 月	・取組の評価アンケート ・下郷法人の方と餅つき	全校 全校、保護者
1 月	・保護者参加型道徳授業参観 ・どんど焼き ・中学校に向けてのアンケート実施	5、6 年 保護者 全校、保護者 地域 6 年
2 月	・定期教育相談 ・小中連携学習（出前授業・中学校の体験学習）	全校 6 年
3 月	・取組の評価アンケート ・学校運営協議会での取組の結果報告	全校 地域

2 重大事態への対処

（１）重大事態の発生

- 次のような事態が発生した場合、対策組織でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、市教育委員会に報告する。

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安。いじめ被害の不安から一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査に着手）

（２）学校が調査の主体となる調査（基本調査）

① 調査の実施

- 当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対処を行うため、児童に対する調査を実施する。
- 児童・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校が異なる認識であったとしても、重大事案が発生したものとして調査・報告する。

② 調査のための組織

- 市教育委員会から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、対策組織を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、市教育委員会が派遣する専門家を組織に加える。

③ 事実関係を明確にするための調査

- アンケート調査や聴き取り調査など、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような状態で

あったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等

- 客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確に把握する。
 - たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
 - これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（アンケート用紙の保管）
 - 対策組織は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにするとともに、事態への対応について検討する。
- ④ 被害児童及びその保護者に対する情報提供
- 調査により明らかになった事実関係について、被害児童とその保護者に対して、情報を適切に提供する。（適時、適切な方法で、経過報告も含めて）
 - 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に情報を提供する。
 - アンケート調査等の実施により得られた情報は、被害児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明しておく。
- ⑤ 調査結果の報告
- 対策組織を母体とした組織で検証した調査結果を市教育委員会に報告する。市長への報告は、市教育委員会が行う。
 - 被害児童又はその保護者が希望する場合には、被害児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会に提出する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた措置
- 対策組織で検証した調査結果を重んじ、学校が主体となって組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。

<状況別具体的対処について>

被害児童からの聴き取りが可能な場合

- ・被害児童からの聴き取り
- ・在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査
- ・調査による事実関係の確認
- ・加害児童への指導及びいじめ行為の制止
- ・被害児童への状況にあわせた継続的なケア及び学校生活復帰の支援

や学習支援等 ・教育委員会からの指導及び関係機関との適切な連携
被害児童からの聴き取りが不可能な場合 ・被害児童の保護者から要望・意見の聴取 ・今後の調査について、被害児童の保護者との協議 ・被害児童の保護者の同意を得た上での調査 ・以下、前項に準ずる
前項のうち、児童が死亡し、死因として自殺の可能性がある場合 ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施 ・亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を実施 ・遺族の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を実施 ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を実施 ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集 ・それらの資料や情報の信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価 ・情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報を提供

(3) 市教育委員会が調査の主体となる調査及び措置

- 市教育委員会が調査の主体となる場合は、市教育委員会の指示のもと市教育委員会が設置する第三者委員会に資料を提出し、調査に協力する。
- 市教育委員会の指示のもと、第三者委員会で検証した調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 上記の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため再調査を実施するときは、市長が設置する調査機関に資料を提出し、調査に協力する。
- 市長及び市教育委員会の指示のもと、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。